

## 船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、私立保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業及び認可外保育施設において、業務のＩＣＴ化を推進するために必要となる経費に対する補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び法第59条の2の規定により届出されている施設(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設、児童福祉法施行規則第49条の2に規定する施設及び子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業を行う施設を除く。以下「認可外保育施設」という。)であって、船橋市内に所在するものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法及び認定こども園法の例による。

### (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、保育所等の経営者(以下「補助事業者」という。)であって市長が適当と認める者とする。ただし、1施設につき1回限りとする。

2 前項ただし書の規定に関わらず、過去に補助金を活用して、保育所等に勤務する保育士の業務負担の軽減となるシステム(以下「システム」という。)を導入した保育所等(認可外保育施設を除く。以下、「過年度補助対象者」という。)であって、新たにキャッシュレス決済に関する機能を有するシステムを導入する場合には、当該システムの導入に係る費用に限り、補助金の交付を受けることができるものとする。ただし、1施設につき1回限りとする。

#### (補助対象費用)

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に係る費用のうち、システムの導入費用、リース料、工事費及び最低限必要となる備品購入費等で、市長が適當と認める費用とする。

#### (補助事業の要件等)

第5条 補助金は、当該年度内にシステムの導入を完了し、かつ支払いを完了する補助事業を対象として交付するものとする。

2 前項のシステムは次のうち、1つ以上の機能を有するものでなければならない。ただし、認可外保育施設のうち、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日付こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知）に定める証明書の交付を受けている又は交付予定の施設（以下「認可外保育施設（証明書交付）」という。）についてはA又はBの機能、それ以外の施設（以下「認可外保育施設（証明書未交付）」という。）はBの機能を有するものでなければならない。

- A 保育に係る計画・記録に関する機能
- B 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- C 保護者との連絡に関する機能
- D キャッシュレス決済に関する機能

#### (補助金の額)

第6条 保育所等（過年度補助対象者及び認可外保育施設を除く）の補助金の額は、補助対象費用と前条第2項のAからDの機能のうち、導入する機能数に応じて次の各号に掲げる補助基準額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

##### (1) 1機能を導入する場合

端末購入等を行わない場合	1施設当たり	200,000円
端末購入を行う場合	1施設当たり	700,000円

##### (2) 2機能を導入する場合

端末購入等を行わない場合	1 施設当たり	4 0 0 , 0 0 0 円
端末購入を行う場合	1 施設当たり	9 0 0 , 0 0 0 円
(3) 3 機能を導入する場合		
端末購入等を行わない場合	1 施設当たり	6 0 0 , 0 0 0 円
端末購入を行う場合	1 施設当たり	1 , 1 0 0 , 0 0 0 円
(4) 4 機能を導入する場合		
端末購入等を行わない場合	1 施設当たり	8 0 0 , 0 0 0 円
端末購入を行う場合	1 施設当たり	1 , 3 0 0 , 0 0 0 円
2 過年度補助対象者の補助金の額は、前条第2項のDの機能の導入に係る補助対象費用（ただし、その額が端末購入等を行わない場合であって200,000円を超える場合は、200,000円を上限とし、端末購入を行う場合であって700,000円を超える場合は、700,000円を上限とする。）に4分の3を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		
3 認可外保育施設の補助金の額は、補助対象費用（ただし、その額が200,000円を超える場合は、200,000円を上限とする。）に4分の3を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、原則として補助対象費用から消費税額及び地方消費税額（以下、「消費税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、消費税額を含めて申請することができる。

(1) 免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分

の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）の返還が発生しない事業者。

（2）申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者。

3 申請者は、前項第2号により申請するにあたって、補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### （交付可否の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

#### （変更交付申請）

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、第7条に係る交付申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金変更交付申請書（第3号様式）により、変更申請を行わなければならない。

#### （変更交付可否の決定）

第10条 市長は、前条の規定により、変更申請があったときは、補助事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、変更交付の可否を決定し、船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金変更交付可否決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

#### （事業の廃止）

第11条 申請者は、補助事業を完了前に廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

#### （報告の義務）

第12条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了又は補助金の補助事業年

度が終了したときは、船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金実績報告書（第5号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要があると認められるときは、補助事業の執行の状況等に関し、申請者から報告を求めることができる。

#### (額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金確定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

#### (交付の時期)

第14条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助対象事業が完了した後において交付する。

#### (維持管理)

第15条 補助事業者は、システムの導入を完了した日から原則5年間は、当該システムを適切に維持管理しなければならない。

#### (交付の条件)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項に規定する財産について、その台帳を作成して管理状況を明らかにするとともに、当該財産の内容について市長に報告しなければならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者に収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事

業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 5 補助事業者のうち消費税額を補助対象費用に含めて申請した事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）によりすみやかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- 6 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整備し、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日いづれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 7 その他の交付の条件については、こども家庭庁が定める令和7年度（令和6年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）等（令和6年度補正予算分）分）交付要綱（令和7年9月18日成保第542号）に定めるところによるものとする。

#### （交付決定の取消等）

第17条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

#### （補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に

定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年1月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

第1号様式

年　月　日

船橋市長 あて

法 人 名

施 設 名

所 在 地

代表者氏名

### 船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金交付申請書

保育所等業務効率化推進事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 円

2 内訳 別紙のとおり

3 添付書類

4 消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑ (チェック))

① 補助金交付申請額の算定	
<input type="checkbox"/>	消費税額を補助対象費用に含めないで補助金交付申請額を算定
<input type="checkbox"/>	消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付申請額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。(返還額が0円の場合も含む。)
② ①で「消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付申請額を算定」を選択した理由	
<input type="checkbox"/>	免税事業者である
<input type="checkbox"/>	簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/>	消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/>	その他 ( )

第2号様式

年　　月　　日

様

船橋市長

印

船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金交付可否決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった保育所等業務効率化推進事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。

理由

第3号様式

年　月　日

船橋市長 あて

法 人 名  
施 設 名  
所 在 地  
代表者氏名

船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金変更交付申請書

年　月　日付け 第　　号で交付決定を受けた保育所等業務効率化推進事業補助金について、その内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更交付申請金額 円
- 2 内　　訳　　別紙のとおり
- 3 添付書類

第4号様式

年　　月　　日

様

船橋市長

印

船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金変更交付可否決定通知書

年　　月　　日付けで変更交付申請のあった保育所等業務効率化推進事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。

理由

第5号様式

年　月　日

船橋市長 あて

法 人 名  
施 設 名  
所 在 地  
代表者氏名

船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金実績報告書

年　月　日に交付決定を受けた保育所等業務効率化推進事業補助金に係る事業実施状況について別紙のとおり報告します。

第6号様式

年　月　日

様

船橋市長

印

船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金確定通知書

年　月　日付けで実績報告のあった補助事業について次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	船橋市指令第 号
補 助 年 度			
交 付 決 定 額			
補 助 対 象 経 費 精 算 額			
交 付 確 定 額			

第7号様式

年　月　日

船橋市長 あて

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

法 人 名  
施 設 名  
所 在 地  
代表者氏名

年　月　日付け 第　号で交付決定を受けた保育所等業務効率化推進事業補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

1 船橋市保育所等業務効率化推進事業補助金交付額

金　　円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金　　円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。